

勝浦市農業委員会会議録

(4月定例会)

平成27年4月22日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、14名でその氏名は次のとおりである。

2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久	4番 岩瀬 和巳
5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋	7番 藤江 義博
8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣	11番 竹下 和夫
12番 佐近 茂	13番 西川 知子	14番 数金 清美
15番 吉野 勇孝	16番 末吉 修一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条関係事務指針の一部改正について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

第3 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会4月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、佐近茂委員及び西川知子委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、提案理由を朗読します。

本案は、農地法関係事務に係る処理基準について、平成12年農林水産事務次官通知が平成27年3月18日付けで一部改正されたことに伴い、勝浦市農業委員会の農地法第3条許可の審査基準及び処分基準を定めた農地法第3条関係事務指針の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するものです。

次に、改正部分の説明をいたします。

1枚めくっていただき、農地法第3条関係事務指針一部改正新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後の内容になります。

各々変更箇所アンダーラインが引いてあります。

第3章許可基準の2許可基準の解釈及び運用上の留意事項、カッコ1、第2項第1号関係のカタカナのアの部分についてですが、文言の整理修正と、全部効率利用要件の考え方について、従前では農地の集団化等によって貸し借りをしている以外は返還を受けないで農地を取得することは出来ないものであったものが、既に貸し付けている農地が借り手により適正に耕作されている場合は下限面積のカウントには含まないが農地の取得は出来るという内容に改めるとともに、耕作権以外の権利設定については、全部効率利用要件に含まれる事を追加しました。

6分の3ページ中段までは、文言の整理修正です。

6分の3ページ中段、「また、」以降については条件の悪い農地について耕作していなくても適正に保全管理されていれば全てを効率的に利用していると認められることを追加し

ました。

以降6分の5ページまでは、文言の整理修正です。

最後となりますが、6分の6ページ中段丸1につきましては、農業生産法人の事業要件のうち主たる事業である農業関連事業の内容を明確化するための追加となります。

以上で議案第1号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということよろしいでしょうか。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は杉戸の田、2, 223平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営規模の拡大を図りたいとし、譲渡人は、高齢のため農地を売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、杉戸消防詰り所から●●側約●●●メートルの地点となります。

3ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は白木の田5筆、延べ3, 551平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、農地が住居に近いので、農地を拡張したいとし、譲渡

人は、県外に居住しており、耕作が出来ないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、武道大学野球場から●●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、藤江義博委員をお願いします。

○7番（藤江義博委員） 申請の概要は、事務局の説明どおりです。

数年前から利用集積で、●●さんが借りていました。

4月18日の日に、現地調査を行い申請者と面談したところ、現地は適切に耕作されておりました、また、許可要件について確認したところ問題ないと思われま

す。調査の結果、許可相当として判断いたしました。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 申請番号2番につきましては、竹下和夫委員お願いいたします。

○11番（竹下和夫委員） 申請の概要は、事務局の説明のとおりです。

4月16日に、現地調査を行い申請者と面談いたしました。

申請地は管理が不十分な状態で、休耕地でございましたが、道路沿いであり容易に耕起が出来ることから耕作は可能でございます。

譲受人は、この農地が住居の目の前にありますことから、農地を拡張したいということでございます。

申請地は5筆ありますが、そのうち2筆が、●●●の●と●●●の●については畑として野菜を作り、残りの3筆については荒れておりまして、傾斜地なので果樹を植えたいということでございます。

譲渡人は、旦那さんが白木の方で現在県外に移住しておりまして、耕作は出来ないということで、譲り渡したいということです。

許可要件について確認したところ問題ないと思われま

す。調査の結果、許可相当として判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

申請番号1番及び2番につきまして、質疑ございませんでしょうか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 申請番号2番の方なのですが、番地がいっぱいあって何番地か忘れたんですが、地目が全部田なのですが傾斜があって田が出来ないという話があったんですが、ちょっとおかしいような感じがするんですが、その辺どうなんでしょうか。

○会長（末吉修一委員） 竹下委員。

○11番（竹下和夫委員） 田の状況であったんですけども、ずっと耕作してなかったので、崩れたところなんかあって田には出来ないのて畑で利用すると言っていました。

○会長（末吉修一委員） 事務局から補足というか、今の質問に対して。

○事務局長（中村泰輔） 写真の方がですね、資料の写真の下の段がその傾斜地となっている部分になります。

上が先ほど野菜を作るといふ2筆の方の写真で、ちょっとモノクロなので見づらいかと思いますが、ご参考として。

ちょうど法地の部分が、自然になだらかになってしまったような形になっています。

○8番（鎌田正敏委員） 3筆が1枚になっちゃって、このようにね。

○11番（竹下和夫委員） そうですね。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

特によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということでございますので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

まず、申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

本案は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、松野の畑、1, 427平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数256枚、発電量64キロワットです。

転用の時期は、平成27年6月1日から平成27年10月31日で、資金計画は借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきまして、申請地に太陽光発電による全量売電用設備を設置し、収益を老後の生活費の糧としたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市立総野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

なお、この申請につきましては過去に東京電力との接続に問題があって、取消の願があったところなんです。この度、規模を縮小して計画したところ東電との接続が可能となったので改めて申請がなされたものであります。

次に5ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、松野の田2筆、延べ1, 524平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数256枚、発電量64キロワットです。

転用の時期は、平成27年6月1日から平成27年10月31日で、資金計画は借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきまして、申請地に太陽光発電による全量売電用設備を設置し、収益を老後の生活費の糧としたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市立総野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は、宿戸の田、833平方メートル、駐車場への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、駐車場、普通車10台分です。

転用の時期は、平成27年5月25日から平成27年6月30日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、自宅敷地内にて行う事業に駐車場が必要なため転用したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、給食センターから●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番及び2番につきまして、佐近茂委員をお願いします。

○12番（佐近茂委員） 申請の概要につきましては、事務局の説明どおりでございます。

4月19日、現地調査を行いまして、申請者と面談しました。

申請地は、かねてから管理がなされておりました。

申請者は、事務局が話したとおりでございまして、立地条件として第2種農地に該当いたしまして、隣接農地への営農条件については支障はありません。

他への代替性もありませんので問題はないと思います。

調査の結果、許可相当と判断をいたしました。

皆様によりしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 続きまして、申請番号3番でございます。

竹下和夫委員お願いいたします。

○11番（竹下和夫委員） 申請の概要は、事務局の説明どおりです。

4月20日に、現地調査を行い申請者と面談いたしました。

申請地は、概ね管理されている土地でした。

申請者は、自宅内の倉を改装して喫茶やレストランを経営するにあたり、駐車場が必要となったために申請に至ったということでございます。

申請地につきましては、先月の委員会で報告いたしました違反転用地です。

既に砕石が、敷かれており違反転用の状況ですが、始末書も添付され、本人も農地法に対しまして勉強不足であり深く反省していることから、追認が妥当と考えます。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もないと思われまます。

調査の結果、許可相当として判断いたしますので、皆様のご審議のほどよりしくお願いいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 申請番号2番なのですが、この2筆の田1反5畝歩、これ、現状はどういう状態になっているのでしょうか、また、これ農振農用地ではないのでしょうか。

農振農用地であった場合は、どういうことなのか、その辺をひとつお願いします。

○会長（末吉修一委員） 事務局の方からお願いします。

○事務局長（中村泰輔） はい。

まず現況なのですが、少し見づらいかもしれませんが写真の方をご覧頂きたいと思えます。

現地をご存知の方もいらっしゃると思いますが、●●●●の前の●●●●●●というピンクの看板がある、ちょっと高台の部分が現地になります。

実際は、更地で草刈り程度の管理をしているというのが現状になっております。

●●●●の絡みで造成したところではなかろうかというところですが、写真のとおりです。

農振の関係なのですが、農用地に指定されている土地は、転用許可できないことになっていますので、申請の段階で指導しております。

こちらについては、農振農用地ではありませんので、今回申請があがってきているということになります。

○8番（鎌田正敏委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

申請番号1番、2番、3番、併せて質疑いただければと思っております。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

つぎに、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号9番につきましては、除斥委員該当事案となりますので、申請番号1番から8番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年4月8日付けで決定を求められるものです。

このたびの4月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画5件、18,164平方メートル、再設定計画4件、11,856平方メートル、合計9件、30,020平方メートル

です。

資料の7ページをご覧ください。

申請番号1番、白井久保の田3筆、延べ2, 409平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から3ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号2番、松野の田2筆、延べ2, 213平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号3番、杉戸の田1, 286平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号4番、大楠の田5筆、延べ4, 788平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の新規設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号5番、芳賀の田畑5筆、延べ3, 390平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の新規設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号6番、貝掛の田畑5筆、延べ6, 357平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の再設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号7番、大楠の田1, 084平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から10ヶ年の再設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号8番、浜行川の田2筆、延べ5, 364平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から10ヶ年の新規設定です。

申請番号1番から8番についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

質疑ないということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第4号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番から8番を採決いたします。

申請番号1番から8番の計画につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員ということでございます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

次に申請番号9番につきまして審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(●●委員退席)

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。

申請番号9番につきまして事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 申請番号9番について説明します。

15ページをご覧ください。

申請番号9番、植野の田2筆、延べ3, 129平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年5月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で議案第4号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） 質疑がないということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第4号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号9番を採決いたします。

申請番号9番の計画につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●委員の除斥を解きたいと思えます。

暫時休憩いたします。

（●●委員着席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。

申請番号9番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第3、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会4月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2 時 2 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 7 年 4 月 2 2 日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
